

# 中米関係における

## 人権問題

羅 艶華

(訳 石田卓生)



ながいあいだ、人権問題は中米関係に影響をおよぼしつづけており、時期によっては決定的な要素であった。八〇年代末から九〇年代初めにかけては、人権問題が中米関係を直接決定することさえあった。人権問題が長期にわたって中米関係の重要な要素であるのは、中国とアメリカの人権対立の背景にきわめて多くの深層的原因が作用しているためである。本文の目的は中米関係における人権問題の由来と展開の筋道を整理し、それが生じた深層的原因を分析することにある。

### 一 中米関係における

#### 人権問題の由来と展開

中米関係における人権問題の変遷はおおむね次のような四つの時期を経てきた。

#### (一) 新中国成立から七〇年代末の中米国交正常化以前

——アメリカが国際舞台で中国を批判、攻撃する手段としての人権問題

この時期の中国とアメリカは正式な外交関係を結んでおらず、厳密に言えば、中米関係の人権問題はまだ存在していない。しかしこれは人権問題で中米間に対立がなかった

ことを意味するものではない。

新中国成立から六〇年代末まで、中国とアメリカははげしい敵対状態にあり、人権問題もアメリカが国際社会で中国を責め立ておとしめるための手段であった。国際舞台でアメリカはおもにチベット問題を取りあげた。はやくも一九五九年一〇月二一日、アメリカは第一四回国連総会で中国の内政に干渉するいわゆる「チベット問題」決議を通過させ、「チベット人の基本的人権と自由が強奪されている」と明言した。これに対して、一〇月二四日中国政府は声明を発表し、アメリカが国連を巻き込み内政干渉することに強く抗議した。一九六五年一二月、アメリカは第二〇回国連総会で中国を責め立て、チベット人の「基本権と自由が侵害されている」と非難し、中国政府はこれに断固反論した。七〇年代初め、中米関係の緊張が緩和されると、アメリカはダライ・ラマへの資金援助を一時的に中断する。

## (二) 七〇年代末から八〇年代末

### ——中国とアメリカの間で表面化する人権問題

アメリカが中米関係において最初に正面から人権問題を取りあげたのは七〇年代末から八〇年代初めのことである。一九七九年一月、中国とアメリカの国交は正常化された。当時のカーター政権は「人権外交」につとめ、これを「アメリカの対外政策の根幹」としていた。しかしこの時

期の中米両国はともにソ連の脅威に直面しており、アメリカは中国と連携してソ連に対抗する必要があった。そのため中国関係を発展させる必要性から、アメリカは人権問題によって中国と正面から対抗することをよしとしなかったのである。これにより、この時期の中国はアメリカの人権外交の標的ではなく、人権問題が中米関係の主要な議事日程に組み込まれることはなかった。しかしこの時期、人権問題をめぐり中国とアメリカは次第に対立しはじめており、人権問題が中米関係において表面化しつつあった。

(1) 一九七九年鄧小平副総理が訪米した際、カーター大統領は中国に移民制限の緩和、報道規制と旅行制限の解除、留学生監視の中止を求めたが、鄧小平に拒絶された。

(2) 一九八三年四月四日、胡娜事件がおきた。レーガン政権は中国のテニス選手胡娜がアメリカで政治亡命を求め、これを許可したと発表した。中国政府はこれに厳しく抗議する。四月六日、中国外交部副部長韓叙は駐中国アメリカ大使フンメルをよび出し、アメリカ政府が胡娜にあたえた「政治的庇護」は中国の主権を侵犯しており、内政に干渉し、人民感情を害するものだとする外交部の照会書を手渡した。四月二七日、中国文化部は一九八二年から一九八三年中の中米文化交流計画でまだ実施されていないものすべての中止を発表する。同日、中華全国体育総会は一九八三年中の中国とアメリカのスポーツ交流を中止すると発

表した。

(3) 一九八九年二月、就任間もないブッシュ大統領が中国を訪問した。この訪問の最中に「方励之事件」がおこった。二月二六日夜、ブッシュ大統領は中国政府と相談することなく、長城飯店での中国幹部のための返礼晚餐会に方励之夫妻をひそかに招いた。ブッシュのこのおこないは中国政府の反対にあり、アメリカ側が方励之夫妻を晚餐会に招待するという計画は失敗した。これについてアメリカは、中国政府は人権を侵害し、人身の自由を制限していると大袈裟に批判した。この事件によってブッシュ大統領の訪問は気まずい雰囲気の中かで終わることになった。

(4) アメリカ連邦議会がもたらした対立。この時期の連邦議会では人権問題の中美関係への影響が強まっていた。一九八四年、一八名の下院議員が中国の国家主席に「中国の重大な人権違反を懸念している」とする書簡を送った。一九八五年からは連邦議会と議員が中国の人口政策とチベット問題を非難しはじめる。一九八七年六月一八日、連邦議会は「中華人民共和国のチベットでの人権侵害に関する決議案」を圧倒的多数で可決し、躍起になって中国政府を非難した。同年一〇月と一二月、さらに上下院で類似の決議案が可決され、チベットを「中国に占領された国家」とさえよび、政府にいわゆる「チベット問題」を对中国関係の重要な要素としてあつかうことを強く求めたので

ある。

また、この時期、アメリカ国務省は中国の人権に関する報告を発表している。中美国交正常化から三か月後、カーター大統領が署名した「台湾関係法」は、この法律のいかなる条項もアメリカの人権に対する関心に背くべきものではなく、台湾の人々の人権を庇護し促進していくことがアメリカの目標だとのべている。

まとめると、この時期、人権問題はすでに表面化していたとはいえ、八〇年代末の「天安門事件」までは、人権問題が中美関係の主要な議事日程に組み入れられることはなく、中美関係に重大な影響をおよぼすこともなかった。それは中国がはじめた改革開放によって、中国は経済的にはもろろんのこと政治的にも正しい方向へ発展するとアメリカが信じたからであった。さらにソ連を封じる必要から、中米が「戦略的パートナーシップに近い」関係を保ちつづけたためでもある。

### (三) 一九八九年「六四天安門事件」から

一九九四年五月

人権問題が中美関係の主要な課題となり、中国はアメリカの人権外交の標的とされる

人権問題が中美関係に重大な影響をおよぼしたのが八〇年代末から九〇年代初めである。中国で一九八九年におき

た「六四天安門事件」〔訳注〕原文は「六・四事件」は中米関係のあらゆる面で人権問題をクローズアップさせることになった。「天安門の危機は人権問題を中米関係の中心に据えさせ、両国が衝突する主題にかえた」。

一九八九年六月におきた「六四天安門事件」はアメリカ国内では人権侵害事件であるとうけとめられた。これによってアメリカの中国に対するイメージは急落する。中国に好意的な人々は一九八九年二月の七二%から七月には三一%に下がり、中国を敵視する人々は一九%から三九%に上昇した。アメリカの輿論は政府に中国との外交関係を絶つことさえ求め、あわせて厳しい手段で制裁を科すことを求めた。アメリカ大統領ブッシュは「六四天安門事件」の翌日、ただちに両国の指導層の相互訪問、官民の武器売却を停止した。そのうち、アメリカが中国に対して実行した制裁はおもに次の四つである。(1)政治分野。両国政府の高官レベルでの接触の停止。アメリカ滞在中の中国人のビザ延長を配慮し、中国への犯罪抑制機器や設備の輸出を停止。(2)軍事分野。アメリカの対中国武器輸出を停止。両国軍幹部の相互訪問を停止。(3)経済分野。国際金融機関による対中国借款を抑止。合衆国輸出入銀行の対中国輸出貸し付けの停止。海外の私企業による対中国投資プロジェクトでの融資計画の停止。中国にかかわる貿易、開発プロジェクトの停止。(4)ハイテク分野。C O C O M (対共産圏輸出

統制委員会)の対中国技術輸出規制の緩和を抑止。中国で打ち上げられる予定のアメリカ製人工衛星の輸出停止。中国への核技術輸出の停止。このほか、アメリカは先進七か国首脳会議(G7)を利用して政治宣言を発表して中国の政治状況を責め立て、国務省が発表した国別人権報告書によって中国の人権状況を厳しく批判し、政府要人は中国政府が逮捕命令を出した人物と会見した。中国政府はアメリカのこのようなやり方をはげしく糾弾した。中国の内政に対する粗暴な干渉であるとかんがえたのである。

注目すべきは、この時期、アメリカの政府と連邦議会の対中国姿勢に違いがあったことである。連邦議会の議員の一部は政府の中国政策は強硬さが不十分だと批判した。彼らの働きかけにより、より厳しい中国制裁法案が連邦議会を通過している。たとえば一九八九年六月二九日下院が全会一致で可決した「一九九〇〜一九九一會計年度対外援助授權法」の中国制裁措置に関する修正案である。上院は七月一四日に「国務省授權法」の中国に関する修正案を可決し、同時にさらに一步踏み込んだ制裁措置を出した。それは、海外個人投資会社による中国投資のための保険やそのほかの援助、犯罪抑制機器と監視設備の輸出許可証の発行、アメリカ製人工衛星の中国ロケットでの打ち上げ、中国との原子力エネルギー協力などについて、ひきつづき停止させるものであった。さらに中国への技術輸出制限を拡

大し、あわせて大統領に中国との二国間貿易協定と中国の最恵国待遇をふくむ正式な経済関係の再考を求めたのである。一九八九年七月三日と八月四日、上下両院はそれぞれ「中国移民緊急救助法」を可決した。

これと同時に、アメリカはさらに中国にいくつかの申し入れをしている。それは北京の軍事管制の解除、アメリカ大使館に「避難」している方励之の出国許可、フルブライト招聘教授の中国での活動許可、「ボイス・オブ・アメリカ」中国語放送への妨害の停止、アメリカ平和部隊のボランティア活動への同意などをふくんでいた。

しかしこの時期、アメリカと中国はともに関係修復の強い願望をもっていたのである。双方ともに「六四天安門事件」によって両国の関係が決裂することを望んでおらず、そのためそれぞれが譲歩した。一九八九年七月、アメリカは特使（国家安全保障担当大統領補佐官ブレント・スコウクロフト、國務長官ジェームズ・ベイカー、國務副長官ローレンス・イーグルバーガー）を秘密裏に二回派遣した。ブッシュ大統領もいくつかの中国制裁措置を解除しはじめた。一月アメリカはさらに元國務長官キッシンジャーを訪中させた。中国の指導者はキッシンジャーとの会談の際、関係修復へむけた「包括的解決案」を提示する。それは方励之の問題解決についての交渉をふくんでおり、彼が自らの違法性を認めるならば中国政府はその出国

に同意するが、アメリカ政府は彼が反中国的政治活動に従事しないと保証する必要があるというものであった。中国政府はさらにアメリカに制裁措置の取り消しを求め、両国の政治関係を回復させようとしたのである。アメリカは中国の提案に同意をしめしたが、同時に中国に戒厳令の解除と「六四天安門事件」で逮捕された人々の釈放も求めた。一二月アメリカはさらに特使としてスコウクロフトを公然と中国に派遣し、中国のさらなる譲歩をのぞんだ。

「六四天安門事件」ののち、アメリカは事件にかかわり逮捕拘束された人々に大きな「関心」をよせた。一九九〇年一二月一九日、アメリカの人権・人道担当國務次官補リチャード・シフターは最初の人権特使として中国を訪問した。彼は中国政府要人にいわゆる「政治犯」の釈放をよびかけ、対話のために一五〇名の逮捕者リストを提示した。一九九一年三月、アメリカ下院代表団の訪中では、一一〇名の議員連署の書簡が中国政府要人に手渡された。書簡には七七名の「宗教活動」によって監禁されている人物のリストがあり、くわえて彼らが釈放を求める「言論あるいは思想の問題から拘禁されている人物のリスト」も手渡された。一九九一年五月七日、アメリカ國務次官ロバート・キミットが訪中し、中国政府要人に一九八九年の天安門事件の逮捕者リストを手渡している。同年九月初め、アメリカはさらに三人の下院議員ナンシー・ペロシ、ジョン・ミ

ラー、ベン・ジョーンズズからなる人権調査団を派遣した。

「人権状況を現地調査して理解」しようとし、「当局と政治思想が異なる人々の釈放を求めた」のである。アメリカの有力な上院議員エドワード・ケネディとリチャード・ルガーは九月一三日に、中国のいわゆる「政治犯」の獄中の状況と待遇の調査をブッシュ大統領は国連に要請するべきであるという決議案を出した。この問題が中国と西側諸国との関係正常化に直接影響をおよぼしていたことから、この時期、中国はそれらの案件の審理をはやめた。中国の司法プロセスに基づいて、一九九〇年から一九九一年にかけて「六四天安門事件」の逮捕者三グループ計八八一名を釈放し、あわせて人道主義の立場から「六四天安門事件」を指導した嫌疑がかけられている数名（方励之夫妻をふくむ）の海外治療に同意したのである。

この時期、人権問題の中米関係への影響は「六四天安門事件」問題に際立ってあらわれているが、さらに次の問題にもあらわれた。

## (1) 最恵国待遇

最恵国待遇の問題では、一九九〇年から審議される度にアメリカはいつも取り消しをちらつかせ中国を威嚇し、人権問題での譲歩を迫ってきた。一九九三年五月二八日、クリントンは一九九四年の中国への最恵国待遇延長の条件に

ついて行政命令を出し、そのなかで中国へ五つの条件を提示した。(a)「世界人権宣言」の遵守。(b)非暴力的な政治上あるいは信教上の表現、「民主の壁」(一九七八年から一九七九年にかけて北京西単の壁新聞を中心にした民主化運動。魏京生が逮捕されている)と天安門広場での運動を支持する表現をして監禁拘留された中国人の釈放、ならびに彼らの状況についての十分な説明。(c)収監者の人道的待遇の保証。たとえば、国際人道主義と人権組織による監獄視察の許可。(d)チベット独自の宗教と文化遺産の保護。(e)国際ラジオとテレビの中国での放送許可。

これに対して、中国外交部は重大な内政干渉であるとして抗議した。

## (2) 国連人権委員会での闘い

一九九〇年から、アメリカは国連人権委員会の年次会合でEUとその他数か国とともに中国の人権状況を非難する決議案を出しはじめた。アメリカが人権委員会で反中国的な提案を出すことに対して、中国政府は毅然たる対応をとった。たとえば「六四天安門事件」のちにアメリカが人権委員会で反中国決議を通過させようと試みたことに對して、中国外交部スポークスマンは、中国政府の「六四天安門事件」での果敢な措置は中国の主権範囲内であり、いかなる国、国際組織、個人であろうとも干渉する権利など

なく、中国へ内政干渉しようとする企みは完全なる失敗によって終わりを告げるだろう、と厳正な声明を発表している。

### (3) アメリカ国務省人権報告をめぐる対立

一九七七年からアメリカ国務省は他国の人権状況を批評する人権報告を毎年発表しはじめた。九〇年代以前、アメリカの人権報告のおもな批判対象はソ連であった。しかし一九八九年の「六四天安門事件」の発生によって、一九九〇年からは中国がおもな標的となった。このことは次のようにあらわれている。(a)中国を批判する紙幅の増加。一九八九年度人権報告の中国にかかわる部分は二四ページだけだったが、以降年々増えていった。(b)記述内容の範囲の拡大。アメリカの人権報告は中国の政治、経済、文化、社会の各方面について、具体的な政策や出来事についてさえも批判を繰り広げた。(c)年度毎にポイントを絞って批判する。たとえば一九九〇年度ではおもに中国政府の「六四天安門事件」への対処を批判している。(d)根拠がなく、つねに事実をゆがめた曲論となっている。報告には「聞くところによれば……」「伝えられるところでは……」「実証されていないが……」「……をはっきり示す資料はない」などの表現が大量に使われており、中国の少数民族扶助をその生活様式を破壊するものだとさしている。中国は一九九

〇年からアメリカの人権報告への反論をはじめた。たとえば一九九〇年人権報告での中国の「六四天安門事件」処理への批判について、中国外交部は一九九〇年二月二日に声明を発表してアメリカに強く抗議している。声明は次のように主張していた。アメリカの中国への内政干渉は覇権主義、パワー・ポリティクスである。アメリカ国内にも人権問題は存在しており、他国の人権を論じる資格などなく、中国国内の事案について横槍を入れる権利はない。中国は他国の内政に干渉しない。一方で他国が中国の内政に干渉することは許さない。

駐米中国大使朱啓禎は本国からの指示をうけてアメリカ国務省に赴き、アメリカ政府の内政干渉に抗議する外交部の声明を手渡したのだった。

### (4) チベット問題

中国がアメリカの人権外交のおもな標的となるにしたいが、チベット問題もアメリカが中国の人権状況を批判するおもな内容の一つとなった。アメリカ国務省の人権報告はその年度でも一貫してチベット問題を中国に存在する人権問題の一つにあげている。一九九一年四月、ブッシュ大統領はダライ・ラマと接見した。事後アメリカ政府のスポークスマンはこれを私的な会見であるとしたが、中国政府は強く抗議した。中国政府はこれを内政に対する公然たる干

渉であるところからである。一九九二年アメリカが国連人権委員会の年次会合に出した反中国の決議案は「チベット／中国の人権状況」と題するものであった。一九九三年四月、アメリカ大統領クリントンと副大統領ゴアはグレイ・ラマとホワイトハウスで接見することさえした。これはアメリカの国家指導者がホワイトハウスでグレイ・ラマと会った最初である。同年、クリントン大統領が中国への最恵国待遇延長を表明した時には、チベット問題を中国側に提示した人権条件の一つとしている。彼は中国政府にグレイ・ラマと対話すること、チベット独自の宗教と文化遺産を保護することを求めた。同一月、両国の指導者はアジア太平洋経済協力会議を利用して非公式に会談し、クリントンは中国の国家指導者に重ねて上述の要求をした。しかし一九九四年以降、アメリカの対中国政策が修正されるにしたがい、アメリカ政府のチベット問題政策に変化が生じはじめた。公式文書で中国のチベットにおける主権やチベットが中国の一部であるということを認めるようになり、アメリカはチベット亡命政府とのつながりをもたないことをしめすようになったのである。

まとめると、この段階の人権問題は中米関係に影響をおよぼす主要な要素となっており、中米関係の発展に非常にマイナスな影響をひきおこしていたのである。

#### (四) 一九九四年五月から現在

人権問題は中米関係に影響をおよぼす常態化した要素であるが、それは両国が交渉する際  
のたんなる一手段となった

一九九四年五月初め、アメリカ財界の八〇〇社余りの大企業が連名でクリントン大統領に書簡を送り、中国への最恵国待遇の延長と、あわせて最恵国待遇延長問題と人権問題との切り離しを求めた。これによってビジネス上利益をえるグループは無条件での中国の最恵国待遇延長には大きな効果があるとロビー活動をおこない、アメリカ政府の政策決定に重要な影響を生じさせた。クリントン政権内部に對中国人権政策をめぐる大きな意見の食い違いが生じたのである。国務省の推進した中国政策は人権を重視しすぎずあまりアメリカの戦略と経済などの方面での利益をなおざりにしてきたと批判をする人々が次第に増加した。ここきて、クリントン大統領は、人権問題によって中米関係のすべてを決定することはアメリカの国益にかなうものではなく、異なる方法をとるべきであり、中国との交流の新たなアプローチをかんがえるに至った。一九九四年五月二六日、クリントン大統領は講話を発表し「人権問題と毎年中国の最恵国待遇延長問題を切り離す」と表明した。同じ日にクリントン大統領は一九九四年から一九九五年の中国

の最恵国待遇延長の決定において、「新人権戦略」を打ち出している。これはアメリカの対中国人権政策での大きな修正をしめすもので、アメリカが理性的で現実的な政策をとりはじめたことをあきらかにし、人権問題はすでに中米関係の「中心」位置から外れ、中国との「全面的な接触」の戦略的枠組みの中に位置づけられたことをあらわしていた。

こののち、クリントン政権はさらに中国との恒久的正常貿易関係（PNTR）の批准を連邦議会に働きかけた。反中国的な議員は中国と恒久的正常貿易関係をいったん結べば、人権問題で中国に圧力をかける術を失うのではないかと懸念した。このためアメリカ政府は連邦議会に、中国の人権状況を監視する委員会の設置を表明した。「対中恒久的正常化通商関係法案」の第二部分「中米関係」（すなわち「二〇〇〇年アメリカ―中国法」）には中国の人権状況を監視する行政委員会の条項がふくまれている。二〇〇五年五月に下院、同九月には上院でこの決議案は可決された。一〇月一日、クリントン大統領はこの決議案に署名し正式に発効した。これは人権問題と恒久的正常貿易関係が正式に切り離されたことをあらわしていたが、同時に成立した委員会は人権問題によって中国に圧力をくわえる手段を保持しつづけたのである。

以降、アメリカの歴代政権は人権問題において比較的実

務的な政策をとった。人権問題は中米関係に影響をおよぼす一要素となり、たんなる手段となったのである。必要なのは強調されるが、その他の要素が強調される時には人権は周辺に追いやられるのである。

こうしたことを背景にしつつ、中米人権対話はたびたび突発事件の影響をうけ中断した。中米人権対話は一九九〇年一二月にはじまる。協定によれば、人権協議は年二回催されることになっていたが、一九九〇年一二月から二〇〇二年一二月にかけて、中国とアメリカは二国間人権対話を一三回しか開いていない。その後六年近く中断している。二〇〇八年五月中米は人権対話を再開させ、第一四回人権対話が北京で開かれた。二〇一〇年五月にはワシントンで第一五回人権対話が開かれた。二〇一一、二〇一二、二〇一三年にはそれぞれ第一六、一七、一八回人権対話が開かれている。

二〇〇八年世界金融危機発生後は、経済的利益のために「人権衛士」であるアメリカも人権追求を「犠牲」にした。二〇〇九年のヒラリー國務長官とペロシ下院議長が訪中した際の人権問題へのとりくみの低調さがそのことをよくあらわしている。

二〇〇九年二月アメリカの新しい國務長官ヒラリー・クリントンは中国を訪問した。対中国人権問題で強硬な印象をあたえてきたヒラリーは、幾度も中国の人権をはげしく

非難しており、ジョージ・W・ブッシュ大統領に北京オリ  
ンピック開会式への参加ボイコットをよびかけさえしてい  
た。訪中の前、人権NGOは彼女に人権問題で中国に圧力  
をかけるように強く求めていたが、ヒラリーと中国指導者  
の会談のおもな内容は二国間関係、金融危機、環境保護  
で、人権問題のあつかいは小さく彼らを失望させた。二月  
二〇日夜、ヒラリーは北京に着くとすぐに、この訪中では  
人権問題とチベット問題は重要ではなく、世界的な経済危  
機への対策のために尽力する、と記者たちに断言してい  
る。翌日、外交部長楊潔篪との会談で、ヒラリーが人権問  
題に触れたのはごくわずかであった。彼女はアメリカは人  
権問題に関心をもっているとのべたが、すぐに話題をか  
え、「しかし、人権では現在の世界的経済危機、環境問  
題、安全保障問題をかえることはできない」と言い、この  
あと人権問題には二度と触れなかったのである。ペロシは  
アメリカ国内でもっとも強硬な「反中国人権闘士」で、人  
権問題にもっとも力を注いでおり、「中国の人権を改善す  
るための闘い」は彼女の旗印であった。彼女は貿易、最恵  
国地位、チベット、台湾などの問題と人権を結びつけ、連  
邦議会の中国政策において反中国的な立場で活動してき  
た。長年にわたり彼女は連邦議会で一連の反中国的決議案  
を通す運動をしてきただけではなく、国連でも反中国的決  
議案可決のために積極的に活動しており、北京オリンピッ

クに対して反対、ボイコットを主張、「チベット独立」を  
支持、ラサの「三二四事件」(二〇〇八年のチベット騒乱)  
のあとには公然とインドでダライ・ラマと会見するなどし  
ていた。このような反中国の「人権闘士」であつても、こ  
の北京訪問では過去の強硬な姿勢を改め、自発的に人権に  
関しては触れず、ただ「気候」「エネルギー」「パートナー  
シップ」について話すだけであった。これからわかるの  
は、人権問題は金融危機を背景とした中米関係でははつき  
りと周辺化されていたということである。

金融危機の一時の深刻な状態を乗り越えようと、アメリカ  
は新たな人権問題をさがし中国批判をはじめた。「ネット  
の自由」問題はアメリカがさがして新しい人権問題で  
ある。

二〇一〇年一月、ヒラリー國務長官は「ネットの自由」  
に関して演説し、そのなかで中国について六回言及した。  
中国はインターネット検閲を強化し、宗教に関する情報へ  
のアクセスを制限しているとして中国のインターネット管  
理政策を批判したのである。この演説のなかで、ヒラリー  
はアメリカ政府の政策をはつきりとしめした。すなわち  
「あらゆる人が知識と思想を等しく享受することが許され  
るインターネットを支持する」「インターネットの自由の  
促進に尽力する」というものである。ヒラリーのこの演説  
はヒラリーの「鉄のカーテン演説」とよばれた。なぜなら

ば彼女は演説中にインターネットと冷戦時代のベルリンの壁をくらべ、インターネットの世界に「ベルリンの壁」のような障壁が存在しているとのべたからである。二〇一一年二月一五日、ヒラリーはワシントン大学でインターネットの自由にかかわる二回目の演説をした。題名は「インターネットの是非——ネット世界の選択と挑戦」である。

そのなかで、彼女は中国について五回言及し、再び中国のインターネット検閲を批判し、「インターネットの自由を妨げる政府が、フィルタリングや検閲をかけた<sup>(1)</sup>り、あるいはネット上での言論やさまざまな機会の自由を妨害したりするにせよ、結局は自縄自縛におちいることに気づくと私たちは信じます。人々は独裁者の苦境を目の当たりにするでしょう」とのべた。中国は国務長官の二回の「インターネットの自由」についての話のなかに何度も登場し、厳格なネット検閲を名指しで非難された。中国のいわゆる「インターネットの自由」問題は中米人権対話の重要な議題となり、また国別人権報告の重要な内容ともなった。

しかし二〇一三年六月スノーデンが機密を暴露した「プリズム計画」事件がおきると、アメリカの「インターネットの自由」の守護者としてのイメージは崩れた。世界はアメリカが他者のネットの自由を秘かに侵害しつづけていたことに気づいたのである。スノーデンが暴いた中国のサイバー空間での安全と中国人のネットの自由をアメリカが侵

害していることの証拠があきらかになるにつれ、アメリカがはじめた「ネットの自由」問題での形勢は中国に傾いた。

## 二 中米関係において 人権問題が生じた根源

中米間の人権問題での対立は偶発ではなく、必然であり、避けられないものであった。この必然性はいくつかの深層的な原因によるものである。

第一に、それは中米両国の社会制度とイデオロギーの対立を反映している。アメリカはもつとも発達した資本主義国家であり、中国は最大の社会主義国家である。両国それぞれの社会制度とイデオロギーは根本的に対立するもので、このことは両国の人権観の違いを決定づけており、そこにはマルクス主義の人権観とブルジョワジーの人権観の対立が反映されている。概括すれば、マルクス主義の人権観とブルジョワジーの人権観の対立は次頁の表のような方面にあらわれている。

第二に、中国とアメリカの人権問題での違いは両国の社会発展レベルの差異を反映している。異なる社会発展レベルにある国家と個人では、人権への理解と要求は異なる。中国とアメリカの人権をめぐる対立は異なる社会発展レベルにある二つの国家の人権についての異なる理解と重視す

ブルジョワジーの人権観	マルクス主義の人権観
人権を超社会的な自然権とみなし、人権は天賦で自然なものであるとかがえ、人権の社会性を認めない。	社会的存在が社会的意識を規定するという史的唯物論に基づき、人権は天賦、自然なものではなく、超社会的ではない社会的産物とかがえる。 経済的基礎が上部構造を規定するという基本原理に基づき、人権は社会の生産様式の産物であり、社会の経済関係が上部構造に反映されたものだとかがえる。人権は恒久的なものではけっしてなく、変化するものであり、内容は絶えず発展する。権利も生産様式にしたがって生じるものであり、生産様式の変化にしたがって変化する。
人権は人間が生まれながらにもっているもので、超歴史的なものである。	人権の歴史性を強く主張し、人権は超時代的、超歴史的なものではないとかがえる。
具体的な人間を抽象的な「人間」とすえかえて人権の「普遍性」を強く主張し、人権の特殊性と具体性を認めない。	人権は「抽象的」なものではなく具体的なものである。
人権の絶対性を主張し、人権は「いかなる制限も受けない」と説き、人権の相対性をまったく認めない。	弁証法と具体的な社会経済、文化条件から、人権の社会的制約を認め、人権の相対性を強く主張する。
人権の普遍性から人権の階級制をまったく認めない。	唯物史観から、人権の階級制を認め、人権は「超階級的」ではなく、階級性があるものだとかがえる。
絶対的な個人主義を強く主張し、人間は社会と国家を超越して自由であり、人権は個人を保護するために社会と国家の侵害をうけないものであるとかがえる。	唯物弁証法から、権利と義務は弁証法的に統一されたものだとかがえる。権利は社会から脱却するために存在しているのではなく、国家と市民は互いに責任を担う。国家は市民に責任を負っており、国家は法律という様式によって権利、自由、義務を規定する。法律で人権を規定しないならば、国家と法的手段によって保護できず、すべては空論となる。他方、市民は国家に義務を負っている。このように権利と義務は相対的なものである。
人権は個人の権利である。	人権は個人的権利と集団的権利が弁証法的に統一したものである。
市民と政治的な権利を強調し、人間の経済的、社会的、文化的な権利を軽視する。	すべての人権——経済的、政治的、社会的、文化的な権利はひとまとまりになっており、わけることはできず、重要度による格付けもない。また、政治的権利は経済的、社会的、文化的な権利に起因するものである。他方、政治的権利の実現は経済的、社会的、文化的な権利によって保障されるものである。政治的権利と経済的、社会的、文化的権利は密接不可分である。

る点の違いをかなりの程度体现しているのである。

アメリカははやくから世界でもっとも発展し、もっとも豊かになった資本主義国家であり、あらゆる経済指標においてトップクラスである。二〇一四年に公表されたアメリカの最新の貧困ラインは、単身世帯は一万一六七〇ドル、二人世帯は一万五七三〇ドル、三人世帯は一万九七九〇ドルである。これは一人当たり一日二ドルという開発途上国の貧困ラインと一・二五ドルという最貧の十〜二十か国の平均水準よりはるかに高い。そのうえアメリカにはきわめて健全な社会保障制度があり、貧困ライン以下の人々には基本的な生活の救済をうけさせることができ、生活の心配はない。そのため、アメリカの基準によれば彼らも多くの貧困人口を抱えていることになるのだが、彼らの「貧困」の概念と開発途上国で言うところの「貧困」とはけっして同じではなく、ある意味アメリカには生存権の問題は存在していない。

中国は開発途上国であるが、三十年余りにわたる高度成長をへて、経済水準が大幅に上昇し、二〇一〇年のGDPではわずかの差でアメリカに次いで正式に世界第二位の経済規模の国家となっている。IMFが二〇一四年四月八日に発表した二〇一三年世界各国GDPランキングによれば、アメリカは一六兆七九七億ドルで第一位、中国は九兆一八一四億ドルで第二位、日本は四兆九〇一五億ドルで第三

位であった。IMFが同じ日に発表した二〇一三年世界各国一人当たりGDPランキングによれば、アメリカは五万三二〇一ドルで第九位、中国は六七四七ドルで八一位であった。アメリカと比較すると、中国の人口はアメリカの五倍近くで、一人当たりで計算すれば、中国の一人当たりGDPはアメリカの約八分の一でしかない。中国の貧困ラインとアメリカのその差はきわめて大きく、中国の現在の最低貧困ラインは年間純収入二三〇〇元(約四〇〇ドル相当)であり、為替レートによればこの基準は一人当たり一・二五ドルに近づく。購買力平価換算では、一・二五ドルを上回る。中国は二〇一一年農民一人当たり平均収入二三〇〇元(二〇一〇年の固定価)を国としての新たな貧困扶助基準とした。各省は現地の実情に基づき国の基準よりも高い貧困扶助基準を定めている。現在の中国で二三〇〇元という国の貧困扶助基準を適用するのが一七省で、おもに中西部である。基準が二三〇〇元より高いのは一四省で、おもに東部である。たとえば浙江省は四六〇〇元、江蘇省は四〇〇〇元、遼寧省は三二〇〇元などである。これは中国の以前の貧困ラインよりもかなり上昇している。

世界銀行の『二〇〇五年世界開発報告』によれば、当時の一人当たり一日一ドル消費という貧困ラインでは、二〇〇一年の中国の貧困人口は二・二億人で、インドの三・五九億人に次ぎ、貧困発生率は一六・六%であった。中国最

初の「小康社会」（ある程度裕福な生活水準にある社会）についての「藍皮書」（青書）『中国全面小康発展報告（二〇〇六）』も、中国の貧困ラインに基づき、当時の中国の貧困人口は四八〇〇万人強、総人口の三・七％を占めていると指摘している。もし国際的な貧困ラインに基づき、世界銀行の直近の計算を参照すれば、現在の中国は約一・三五億人がまだ貧困ライン以下にあり、総人口の十分の一に相当する<sup>16</sup>。世界銀行が発表したデータがあきらかにするところでは、二〇一〇年の世界では約一二億人が極度の貧困状態にあり、一日の生活費は一・二五ドルに満たない。サハラ以南のアフリカ、インド、中国、ラテンアメリカは世界の最貧困人口のほとんどが居住する国家や地域である。そのなかで、中国だけは貧困から脱するとりくみで大きな進歩を遂げた。この数十年、中国の脱貧困は大きく進展し、世界の最貧困人口総数のなかで占める割合が一九八一年の四三％から二〇一〇年の一三％へと低下している<sup>17</sup>。二〇一〇年から二〇一二年にかけて、中国の農村の貧困人口は六七〇〇万人近く減少した。しかし、二〇一二年末には、貧困人口はまだ一億人近くおり、チベット自治区、甘粛省、貴州省、新疆ウイグル自治区、雲南省、青海省の六つの地域と省では、貧困発生率は二〇％を超えている<sup>18</sup>。中国科学院が発表した『二〇一二年中国可持續発展戦略報告』は、二〇一一年の上昇後の貧困基準（農村年

間一世帯純収入二三〇〇元）に基づいて、中国はまだ一・二八億人の貧困人口を抱えているとのべている。これは農村総人口の一三・四％を占め、全国総人口の十分の一近くを占める<sup>19</sup>。

長期にわたり貧困と闘ってきたことから、中国政府は人民の生存権と発展権を優先させるようになった。しかしアメリカは「中国は生存権と発展権によって人権を（侵害）している」とつねに非難する。彼らは中国が経済建設を偏重し、民主化を重視せず、経済改革のみおこない、政治改革にはとりくまず、市民の政治的自由を制限していると批判する。彼らは中国における個人的自由や民主的な選挙などに目を凝らし、中国にその方面での大きな措置がないというだけで批判するのである。彼らは市民の政治的権利を強く主張し、中国にあらわれた反政府活動を懸命に支援する<sup>20</sup>。

経済発展レベルの差異と密接に関係しているのは中米間の文化レベルの大きな差異である。よく知られているように、国民の教育レベルは国家の民主化レベルと人権レベルを規定する重要な要素である。教育レベルは、中国とアメリカをくらべると大きな格差がある。最も発達した資本主義国家であるアメリカの教育レベルは世界的にも抜きん出ている。ウイキペディアの国別識字率表によれば、世界の七億七五〇〇万人の一五歳以上人口非識字率の七五％は十

か国（降順で、インド、中国、パキスタン、バングラデシュ、ナイジェリア、エチオピア、エジプト、ブラジル、インドネシア、コンゴ民主共和国）に集中している。アメリカの識字率は九九％に達し世界第二〇位、中国は九五・九％で六八位である。さらに関係部門の二〇〇六年の統計によれば、中国はたった十年間で五千万人近く非識字者を減らしたものの、一五歳以上人口の非識字者数は依然として一億人前後に達していた。二〇一一年に中国が発表した第六回国勢調査の結果によれば、非識字率（一五歳以上の非識字者人口の総人口に占める割合）は四・〇八％、五四六五万六五七三人であり、二〇〇〇年の国勢調査の六・七二％より二・六四ポイント下がっている。アメリカの人口は中国の五分の程度であるが、高等教育学習者の絶対数、相対数とともに中国のそれをはるかに上回っている。そのため鄧小平は一九八七年普通選挙問題に言及した時、次のように指摘した。「たとえ普通選挙を実施するにしても、漸次に移行しなければならぬ。一步一步やらなければならないのだ。……私たちは十億の人口を抱えているが、その人民の文化的資質は不十分であり、普通直接選挙を実施する条件を満たしていない。実際、ある国でできるからといって、別の国もできるとはかぎらない。私たちは現実に即し、自身の特徴に基づいて自身の制度や管理スタイルを決定しなければならない」<sup>25</sup>。

上述のとおり中国とアメリカの社会発展レベルの大きな差異は、「ある種の隔膜あるいは理解し合えない距離感をつくり出した。アメリカは中国がなぜアメリカ人が理解し得ず、中国はアメリカがなぜ取るに足らないことで時間をいわずに費やすのがわからない。両国の人権論争はまったくかみあわず、会談に通訳が同席していても、理解しあう術がない。異なる発展レベルの社会にあるため、関心を寄せる点が違うのである。中国は人民の生存問題を解決することこそ最大の人権とするが、これがアメリカにはどうしても理解できない。アメリカには中国のような絶対的貧困を解決するという厳しい問題がないからである。生存することの困難さは、中国の人民に贅沢で装飾的な権利のこゝろなど顧みさせない」<sup>26</sup>のである。

第三に、中国とアメリカの人権問題の違いは文化伝統の違いも反映している。文化の人権観念への影響は根深い。これについてアメリカの著名な政治学者で「文明の衝突」を提唱したサミュエル・P・ハンティントン教授は次のように指摘している。「……西側の観念は根本的にその他の文明の観念と異なっている。西側の個人主義、自由主義、憲法主義、人権、平等、自由、法治、民主制、自由市場、政教分離などの観念はイスラム、儒教、日本、インド、仏教あるいはギリシャ正教会の文化ではいくらかも共鳴し

ない」。

アメリカの文化はヨーロッパを起源としており、人權の概念もヨーロッパで誕生し系統的な理論体系に発展してきた。アメリカ社会では、権利の概念が高く崇められている。アメリカ社会は権利に基づいて構築されてきた。法律と道徳はいずれも権利を公正と正義の原則としている。アメリカ社会は各階層の権利を軸に連結された社会的ネットワークなのである。これらの権利は人々の自覚的な尊重をうけるのみならず、法律の強力な保護をうけている。アメリカでは、権利は義務に優先されているのである。義務は権利を前提としており、権利なき義務はない。権利は義務の基礎である。権利と義務の境界がはっきりとしない時は、権利が優先される。社会的義務に対しても人々の固有の権利が損なわれることはない。各種権利のなかで、個人の権利はアメリカでははっきりと優先的地位にある。個人は社会の基礎であり、個人は社会に先んじており、個人は自身の利益をまもるために社会を構築したというのである。個人は自身の自然権の一部を国家に譲渡するが、それは国家が個人の利益をよりよく保護することを前提としている。国家が個人の利益を保護できず、かえって侵害するならば、無数の個人からなる人民は現存の国家を転覆させ、新たな国家を樹立することができるのである。アメリカ初期の移民はおしなべて政府を信頼していなかった。彼

らはヨーロッパでの経験から、政府とは個人的自由の脅威なのだとかがえていた。建国当時、政府が個人的自由を侵害する可能性を最小限にするため、アメリカ人は三権分立を基礎に連邦制を骨格とする政治制度を設けた。それでも個人的自由が保護できないのではないかと危惧し、一七九一年には憲法修正第一条から第十条を制定し、基本的人権の自由を保護しているのである。

しかし中国の文化はアメリカの文化と大きな違いがある。中国の文化は道徳上の義務を重視しており、義務を至上だとかんがえるが、権利の観念は希薄である。中国の伝統社会は義務に基づいて構築されてきたもので、個人がまずかんがえるのは自分自身の責任と義務であった。義務はすべての社会関係に適用されるのである。このほか、中国の文化は集団の観念を強調しており、個人を集団の一構成員としてとらえる。集団が損害をうけたならば、個人は保障を失ってしまうため、個人に集団や社会の利益にしたがうことを要求する。個人の権利は集団の権利に反映されているのである。つけくわえれば、中国の文化は、権威を尊ぶということも非常に突出した特徴である。権威を尊ぶ思想が人権観におよぼす影響は、力強い政府を支持し、国家や政府に人権を保護する役割を強調することにあらわれている。こうした文化の影響により、中国では政府を人権の脅威とみなさず、かえって政府に人権保護で重要な役割

を發揮することを期待する。中国のこういった文化と西側のそれはまったく異なるものであり、中国の人権観に影響をおよぼしたのである。

第四に、中国とアメリカの人権問題での違いは両国がたどってきた異なる歴史も強く反映している。

中国とアメリカの歴史はまったく異なる。中国がたどってきた歴史は辛く苦しいものであった。一九九一年の中国人権白書は次のように指摘している。「一八四〇年から一九四九年までの百年間、イギリス、アメリカ、フランス、日本、ロシアなど帝国主義列強は相次いで中国に大小数百年の侵略戦争を仕掛け、中国人民の生命、財産に計り知れない損害を負わせた。……国家主権は失われ、社会の財産は奪い尽くされ、中国人民は最低限の生存条件すら失ったのである」<sup>28</sup>。国が主権を失ったのち、基本的な人間の尊厳と人格すら奪われた苦痛の境遇は中国人民に何代にもわたって忘れられないこととなった。中国人であるならば、一八八五年上海のフランス租界の公園の入り口に掲げられた「中国人と犬は入るべからず」という看板のことはおそろく忘れることはできないだろう。アメリカは恵まれた地理的条件から建国以降、中国が経験してきたような苦痛にあらうことはなかった。アメリカの二百年余りの歴史は絶えず外へと侵略をおこなって勢力をひろげ、他国の主権を侵害し、他国の人権を蹂躪するものであった。そして中国こそ

アメリカの侵略拡張政策の被害者なのである。しかし、現在、アメリカはこともあるうに中国は人権を重視していないと非難し、これが中国人民に大きな反感を抱かせるのである。中国は、強権政治をするものには人権を語る資格はないとかがえる。過去に中国の人権を侵害した国家には彼らの侵略、辱め、奴隷あつかいを堪え忍んだ中国のことを批判する資格などなおさらないとかがえるのである。<sup>29</sup>

### 三 中米関係における人権問題の特徴

ここ数年の中国とアメリカの人権問題での対立を考察するに、中米関係における人権問題に三つの特徴を見出すことができる。

#### (一) 長期性

中米間の人権対立はすでに半世紀あまりもつづいており、ある時期ははげしく対立し、ある時期は比較的平穏であった。人権問題が両国の関係にもっとも大きな影響をおよぼしたのは一九八九年「六四天安門事件」後の数年間である。のちに、人権対立は緩和したもの、それは中米関係において避けられない重要な問題でありつづき、二国間の各レベルの協議でも一貫して重要な議題であった。さら

に毎年のように何回も論戦が繰り返りひろげられた。たとえば二〇〇六年以前の毎年春の国連人権委員会やアメリカ国別人権報告が発表される時期の論戦がそれである。

中国とアメリカの人権の対立が長期性をもつのは、さきに分析したような中米対立をまねく不可避な要素が長期間存在しており、簡単には消えないためである。

まず、中国とアメリカが人権対立をひきおこす根本的な原因は、二つの社会制度の対立と闘争が長期にわたるものだということである。八〇年代末から九〇年代初めの東欧革命以後、世界の共産主義運動は挫折に直面したが、中国は世界最大の社会主義国家としての確な政策指導のもとで勢いある発展をつづけ、社会主義制度がそなえる強大な生命力と発展への潜在力をしめした。しかしアメリカをリーダーとする西側諸国は、社会主義制度と彼らが説くところの自由、民主、人権は根本的に対立し、中国が人権にかかわる方面で大きな進展をえているにもかかわらず、社会主義制度をかえないかぎりは永遠に人権のない「全体主義国家」であり、中国共産党が政治を担うかぎりは独裁政治がおこなわれ、それはかならず人権を大規模に侵害する国家だとかんがえる。中米両国に異なる社会制度が存在しているかぎり、人権問題での対立は避けられない。しかし中米両国はともに自身の社会制度をかえることはできない。アメリカは自身の社会制度を完全だとかんがえているし、中

国は社会主義こそ中国を救うとかんがえている。二つの社会制度の長期にわたる併存という現実には、中米それぞれに代表されるマルクス主義の人権観とブルジョワジーの人権観との対立と闘争をつづけさせるのである。この二つの政治制度、イデオロギー、政治信念が存在するかぎり、こうした人権にかかわる対立と闘争はつづくのである。

くわえて中米両国の社会発展レベルの格差も長期間にわたって存在してきた。中国は急速に発展しているのだが、アメリカなど先進国も停滞することなく前進しているため、両国の社会における文化レベルの格差を短時間で縮めるのはきわめて難しい。

文化と歴史が人権観におよぼす影響は根深いものがある。文化が人権観におよぼす影響は深層的で、奥深く、時間が経つてもかわりにくい。それは深々と人々の脳裏にすりこまれており、人々の行動規範、思考、価値観念にいつのまにか影響をおよぼすのである。歴史は人々の観念に影響をおよぼすだけではなく、民族感情、国家の問題処理のとりくみにも影響をおよぼす。このような影響はながつづきするものであり、短時間では消し去ることはできない。

## (二) 複雑性

中国とアメリカの人権対立の複雑性とは、多くの要素がいりまじり、互いに影響、制約してあつてい

さす。

第一に、中国とアメリカの人権対立はアメリカのグローバル戦略と対外政策の影響をうけている。両国の人権対立を俯瞰するに、アメリカは攻勢にたち、中国は守勢にたたされてきた。アメリカが諍いをおこさなければ、両国の人権問題をめぐる状況は比較的平穏であった。アメリカが中国を非難するかどうかは、そのグローバル戦略と対外政策とに密接に関係しているのである。

中米両国には国交を結ぶ以前にも、かつて人権問題をめぐる摩擦はあった。しかし六〇年代末から七〇年代初め、協力してソ連に対抗するため、アメリカは中国との関係を緩和する。この時期、中国と戦略的提携をすすめる必要からアメリカは人権問題で中国を非難しなかった。ちょうど中国は文化大革命の時期にあたり、新中国成立以降もつとも人権状況が悪かった時期であるにもかかわらず、アメリカは見て見ぬふりをしたのである。ここからわかるのは、アメリカの人権外交はそのグローバル戦略に完全に従属しているということである。

冷戦の時期、ソ連がアメリカのライバルであり、アメリカの人権外交の標的であった。そのため米ソ間の人権対立は非常にはげしく、中米間にも人権問題での摩擦はあったものの、総じて中米関係に影響をおよぼす重要な要素ではなかった。しかし八〇年代末におこった重大な国際事件に

よってアメリカのグローバル戦略における中国のポジションに変化が生じた。この時期、東欧革命がおきたことにより、情勢はアメリカがのぞむ方向へとむかい、米ソ首脳会谈でも冷戦の終結が話しあわれはじめた。またゴルバチョフ訪中によって、中ソ関係の正常化が実現している。これは冷戦時期の中米の戦略的提携の基礎を揺るがせるものであった。とくに一九八九年におきた「六四天安門事件」は中米関係を冷え込ませた。多くの問題において両国の差異と対立が顕在化しはじめたのである。一九九一年末、ソ連崩壊と冷戦の終結によって、アメリカは戦略的なライバルを失う。冷戦時期のかんがえ方の影響をうけ、アメリカは冷戦後の新たな情勢下でも新しい戦略的ライバルをさがしはじめた。そうして中国がアメリカの視界にはいったのである。これについてアメリカの言論界は、アメリカが人権問題で中国を非難するのは、人権問題において中国がアメリカの「新たに台頭してきたライバル」となったからだと指摘した。中国は「縮小傾向にある共産党諸国家の代表者」であるだけでなく、「さらに政治犯問題での西側諸国の不満意見は自国の主権を侵害するものだとかんがえる開発途上諸国の代表者である」、また「現在の世界にはアメリカ人が時代遅れあるいは邪悪なイデオロギーや価値観だとかんがえているものを中国ほど大胆に維持している国家はない」のである。「ソ連共産党政権が崩壊していくにつ

れて、アメリカ人が「邪悪な帝国」とののしる空間に真空が出現することになった。現在、中国がこの真空を埋める兆候があり、アメリカのイデオロギー上のライバル、アメリカ人の嫌悪の象徴となったのである<sup>(31)</sup>。こののち、「中国脅威論」がアメリカで過熱した。アメリカでは、「中国は民主制度が欠如しているため、いったん経済力と軍事力を増強すれば、国際的に傲慢で非協調的な姿勢をとるだろう<sup>(32)</sup>」とかんがえるものもいた。『即將到来的美中衝突』<sup>(33)</sup>「やがて中国との闘いがはじまる」の作者は、「世界で最も人口が多い国家中華人民共和国と世界最強の国家アメリカはすでにライバルになっており、この二か国関係の緊張、利益の衝突によって、今後さらに厳しく危険な時代になるだろう<sup>(33)</sup>」とのべている。こうしたことを背景に、中国とアメリカの人権対立は冷戦後に劇的に変化したのである。

第二に、中米の人権対立はアメリカの国益の実現という制約もうけている。冷戦後の中米人権対立をみるに、アメリカが中国政策で人権の旗を高らかに掲げている、さらに切迫した国益の前では、人権問題を緩和させているのである。国連人権委員会での中米の対立を例にとると、一九九〇年から二〇〇五年まで、中国はアメリカが企図した反中国的決議案を一回連続で阻止している。そのうち五回はアメリカが直接出したものでなかった。この反中国的決議案を五回出さなかった理由こそ緊迫した重要な国益のた

めなのである<sup>(34)</sup>。たとえば、アメリカが一九九一年の第四回国連人権委員会で反中国的決議案を出さなかったのは国連安全保障理事会で中国に対しイラク武力行使への反対投票をさせないためであった。一九九八年に反中国的決議案を出さなかったのはクリントンの中国訪問のために良好な雰囲気をつくるためであった。

アメリカは中国における自国の重要な利益のためには対中国人権政策に一定の制約を設けるのである。中米間には多くの共有する利益があったことから、これまで中米関係が頓挫した時でも難局を乗り越えることができたのである。

### (1) 経済的利益

アメリカは最大の先進国であり、中国は最大の開発途上国である。中国とアメリカは経済成長の多くの面において相互補完、相互依存の関係にある。中国はすでにアメリカ第四の貿易パートナーであり、アメリカに五十数万の就業機会を提供している。アメリカの有識者は「中国の活気ある経済はアジアの、そしてアメリカの継続的繁栄の鍵<sup>(35)</sup>」である<sup>(35)</sup>とらえている。中国市場の争奪は、アメリカにとって非常に緊迫した状態となっている。アメリカ人はその様子について、私たちが中国と人権をめぐる争っている時、「私たちの盟友は片方の手でコートをもつてくれる

が、もう片方の手で私たちの注文書を奪っていく<sup>(36)</sup>」と  
ている。中国が台頭するにつれ、世界の経済のなかで中国  
が果たすべき役割が増大した。世界金融危機ただなかのア  
メリカが中国に救いを強く期待したのは誰の目にもあきら  
かであった。

### (2) 安全保障上の利益

中国とアメリカはアジアの安全と安定の維持について重  
要な利益があり、とりわけ朝鮮半島問題は重要な安全上の  
利益である。中国は北朝鮮の核問題で非常に積極的な役割  
を發揮した。大量破壊兵器の拡散問題、テロリズム問題、  
中東問題はアメリカを悩ませており、アメリカはこれらの  
問題の解決に中国の強い協力を必要としている。

### (3) グローバル・イシューへの対応

近年、グローバルな問題はますます全世界の関心を集め  
ている。たとえば地球環境問題では、中国とアメリカは二  
大国として、問題解決のために密接に協力する必要がある。  
このほかに、中米はグローバルな感染症、麻薬問題、  
国際犯罪などについて協力する必要がある。

### (三) 矛盾性

中国とアメリカの人権対立の矛盾は、両国の人権問題に

おける対立と対話の併存としてあらわれる。たとえ双方が  
人権で鋭く対立し、関係が最悪の時期であっても、ともに  
対話のルートは保っておくのである。また、二か国関係が  
比較的良好な時期であっても、人権問題での対立が時にお  
こるのである。くわえて、この矛盾は中米関係の発展に直  
接影響をおよぼしてきた。

記憶に新しいところでは、一九八九年におこった「六四  
天安門事件」は中米関係にもっとも影響をおよぼした事件  
であった。このち、中米関係は冷え込んだ。しかし本当  
の意味での人権対話はこの時にはじまったのである。「六  
四天安門事件」以後、アメリカは中国に対して全面的な制  
裁をおこなうことを発表し、高レベルでの交流を中断す  
る。しかし制裁発表からほどなくして、ブッシュ大統領は  
安全保障担当顧問スコウクロフトと国務副長官イーグル  
バーガーを秘密裏に北京に派遣した。その目的はアメリカ  
の人権への関心と「六四天安門事件」に対する態度を伝え  
ることであった。一九八九年一二月、スコウクロフトと  
イーグルバーガーは再び特使として中国を訪問する。その  
のちの状況はこの対話で進展があったことをしめしてお  
り、双方は具体的な措置をとり、冷え込んでいた中米関係  
をいくらか改善させた。一九九〇年一二月一八〜一九日、  
アメリカの人権担当国務次官補リチャード・シフターの中  
国訪問は中米人権対話の正式な開始だとみられた。人権問

題はこの時期における中米関係の中心的問題であったことから、中米人権対話は事務レベルをはるかにこえて、さらに高級で広い範囲ですすめられたのである。このうち、各レベルの人権対話は頻繁におこなわれ、これらの対話は中米関係の緩和に重要な作用を果たしたのだった。しかしこの時期の中国とアメリカはやはり人権問題で対立、衝突しており、アメリカ側は会談ではつねに激しい言葉で中国側の代表を非難し、最終的には、両国の人権対話は中断されたのである。

クリントン時代、中断されていた人権対話は再開され、人権対話は国家元首レベルから外交担当閣僚レベル、さらに次官レベルへと拡大した。しかし人権対話は突発的な事件によってたびたび中断し、人権対立も変化した。一九九四年二月シャタックが中国側の同意がないまま無断で魏京生に会い、この時期の中米関係をはなだしく悪化させ、直後のクリストファー国務長官の訪中を無駄なものにさせた。一九九七年と一九九八年、両国首脳相互訪問のうち、人権対話は政府レベルから非政府レベルへと発展した。しかし中米人権対話はつねに断続的なものであった。一九九〇年に取り決められた中米公式人権対話の枠組みでは、以降年二回おこなわれるはずであったが、取り決められてからはじめの一二年間で一三回しかおこなわれず、しかも何度も中断した。この断続の特徴はジョージ・W・

ブッシュの時代までつづく。二〇〇二年から二〇〇八年までのあいだ、中米人権対話は六年近く中断している。二〇〇八年五月中国とアメリカは人権対話を再開させ、第一回人権対話が北京でおこなわれた。二〇一〇年五月はワシントンで第一五回人権対話をおこなっている。そのうち、人権対話は次第に定例化され、年一回おこなわれている。

人権対話が定期的におこなわれることは中米関係が順調であることをあらわし、人権対話の中断は人権対立の激化をあらわす。人権対話の度重なる中断は中米間の人権対立が生じていることをあらわしている。時には突発的な事件がおき人権対話が中断する。たとえば「ベオグラード中国大使館誤爆事件」「海南島事件」などである。しかし歴史は、たとえ重大な事件がおこったとしても、中国とアメリカが人権協議のルートはつねに開けていることをしめしている。両国の人権問題にあるこの矛盾は中米関係の特徴の一側面をあらわしているのである。

## 結論

まとめると、中米関係の人権問題はこれまでにすくなくとも四つの段階を経てきた。異なる段階の人権問題のあらわれ方と影響は同じではない。中国とアメリカの人権問題での差異と対立が避けられないのは、その背後で深層的な

要素が作用しているためであり、これらの要素はイデオロギー、社会発展、文化、歴史をふくんでいる。この人権対立の深層的要素は長い期間存在してきたもので、これが中国とアメリカの人権対立に長期性という特徴をもたらしたのである。人権問題は中米関係の長期的な議題で、それは今後も中米関係に影響をおよぼしつづける重要な要素なのであり、特殊な状況下であっても影響をおよぼしうる重要な要素として排除されることはない。このほか、中国とアメリカの人権対立には複雑性という特徴がある。これにより人権問題の中米関係への影響はそのほかの要素に左右されることになり、人権問題をめぐり緊張と緩和、対立と対話の状況が交互してきた。そして人権対立の矛盾性という特徴は複雑性の特徴とその状況を具体的に反映したものである。

それでは中米関係における人権問題の今後の見通しはどうなのか。

中米関係の人権問題が長期性という特徴をもっている以上、今後もこの問題は存在しつづけるだろう。人権問題が長期間存在するということを前提として、その存在の方式、状態、程度が以前と異なるかどうかということが目下の問題である。

人権対立が中米間で生じる以上、両国のこの問題に対する態度と政策はこの問題の存在の方式、状態、程度に影響

をおよぼす。両国の人権対立の歴史をみれば、アメリカはつねに批判したり責め立てたりしてきたが、中国は終始この問題で対等な対話を求めつづけ、対話と交流をおおして理解し合意することをのぞんできた。

特筆すべきは、中国の指導者が近年提唱している「和諧世界」(調和のとれた世界)建設という理念と「新たな大国関係」樹立のよびかけが中米関係の人権問題に重要な啓発的意味をもっていることである。和諧世界建設の理念は、包容精神をよびかけつつ、「和して同ぜず」を堅持し、国家間で異なる人権観と人権実現の手段や方式の多様性をうけいれ、各国の異なる選択を尊重するというものである。さらに中国とアメリカが築くべき新型大国関係とは衝突せず、對抗せず、尊重しあい、協調するということも適で、これは中米関係における人権問題においても同じく適用される。

しかし現実の中米関係をみると、アメリカの動きは大きく異なっている。包容精神がないばかりか、尊重しあうなどとはとてもいえない。つねに上からものを言う姿勢で、自我を中心として、自身の人権基準を世界標準とし、自分が「人権裁判官」であるとかんがえ、他国の人権への努力を否定し、他国の人権での成果を軽視し、国際的に認められた人権基準さえ侮る。対等の立場で他国と人権問題を話しあうことはできず、つねに自身の観点を押しつけようと

するのである。

このように、現在のところ、中米関係における人権問題解決の鍵はアメリカである。アメリカが以前のやり方を変えて、尊重しあい、平等に協調的な姿勢で対話をすすめさせれば、人権問題は中米関係の正常な発展に影響をおよぼすことはないのである。

## 注

- 〈1〉 クンリー・キニンジャーの言葉。
- 〈2〉 Harry Harding, “Breaking the Impasse over Human Rights,” *Living with China, U.S.-China Relations in the Twenty-first Century*, ed. by Ezra F. Vogel, New York and London: W.W. Norton & Company, 1997, p. 169.
- 〈3〉 Harry Harding, *A Fragile Relationship, the United States and China since 1972*, Washington, D.C.: the Brookings Institution, 1992, p. 363.
- 〈4〉 李雲龍『中美関係中の人権問題』新華書店 一九九八年、三五頁。
- 〈5〉 周琪『美国人権外交政策』上海人民出版社 二〇〇一年、三七〇頁。
- 〈6〉 韓雲川『中美人権之争』寧夏人民出版社 二〇〇三年、五三一―五四頁参照。

- 〈7〉 State Department of the United States, “Relations of the United States with Tibet,” *Current Documents*, 1995, Washington, D.C., p. 1.
- 〈8〉 アメリカ連邦議会は一九九八年から「最恵国待遇」を「恒久的正常貿易関係」と改称している。
- 〈9〉 ペロシのオフィシャルサイト参照。
- 〈10〉 Hillary Rodham Clinton, “Remarks on Internet Freedom,” The Newseum, Washington, D.C., January 21, 2010, <http://www.state.gov/secretary/rm/2010/01/135519.htm>. (二〇一一年七月二八日参照)
- 〈11〉 Hillary Rodham Clinton, “Internet Rights and Wrongs: Choices & Challenges in a Networked World,” George Washington University, Washington, D.C., February 15, 2011, <http://www.state.gov/secretary/rm/2011/02/156619.htm>. (二〇一二年七月二五日参照)
- 〈12〉 U.S. Department of Health & Human Services, “2014 Poverty Guidelines,” <http://aspe.hhs.gov/poverty/14poverty.cfm>. (二〇一四年七月二四日参照)
- 〈13〉 International Monetary Fund, *World Economic Outlook Database*, April 2014, <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/01/weodata/weoselco.aspx?g=2001&sg=All+countries>. (二〇一四年八月二二日参照)
- 〈14〉 國務院扶貧開發領導小組辦公室『我國一四個省份扶貧標準高於二三〇〇元國家錢』<http://www.cpad.gov.cn/pub/attach/business/htmlfiles/FPPB/fpbz/201207/180878.html> (二〇

- 一四年七月二四日参照)。
- 〈15〉 参照『中国農村扶貧開発綱要(二〇〇一—二〇一〇年)』中期評估政策報告 [http://www.cpsad.gov.cn/data/2006/1120/article\\_331605.htm](http://www.cpsad.gov.cn/data/2006/1120/article_331605.htm) (二〇一四年七月二〇日参照)。
- 〈16〉 『首部全面小康藍皮書：中國——10人口処國際貧困線』 <http://news.ahuinews.com/system/2006/10/30/001592428.shtml> (二〇一四年七月二四日参照)。
- 〈17〉 『世界貧困人口、版図、——中国占比三十年下降三十%』新華財經 新華網 [http://news.xinhuanet.com/fortune/2013-05/21/\\_124740255.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2013-05/21/_124740255.htm) (二〇一四年七月二五日参照)。
- 〈18〉 『扶貧弁主任：中国仍有近一億貧困人口』財新網 二〇一三年十一月二六日 <http://china.caixin.com/2013-12-26/100622165.html> (二〇一四年七月二〇日参照)。
- 〈19〉 『中科院報告：中国還有一・二八億貧困人口』中新網 二〇一二年三月二二日 <http://www.chinanews.com/gn/2012/03-12/3737442.shtml> (二〇一四年七月二八日参照)。
- 〈20〉 『中国貧困人口一・二八億 占全国總人口十分之一』新聞 國際在線 <http://gb.cri.cn/27824/2012/10/17/3365s3889800.htm> (二〇一四年七月二三日参照)。
- 〈21〉 韓雲川、前掲書、二九九頁。
- 〈22〉 ウィキペディア「世界各国識字率列表」 <http://zh.wikipedia.org/wiki/> (二〇一四年八月二一日参照)。
- 〈23〉 『我国成人文盲高達一億 掃盲任務任重道遠』新華網 二〇〇六年九月九日 <http://learning.sohu.com/20060909/n245249927.shtml> (二〇一四年七月三〇日参照)。
- 〈24〉 『統計局：中国文盲率為四・〇八%比十年前下降二・六四%』網易新聞中心 <http://news.163.com/11/0428/10/72NKAAB00014B5.html> (二〇一四年七月二二日参照)。
- 〈25〉 鄧小平『鄧小平文選』第三卷、二二〇—二二二頁。
- 〈26〉 李雲龍、前掲書、二一六頁。
- 〈27〉 Huntington, “The Clash of Civilizations?” *Foreign Affairs*, Summer, 1993, Vol. 72.
- 〈28〉 國務院新聞弁公室『中国的人權狀況』中央文獻出版社、一九九一年、一—三頁。
- 〈29〉 韓雲川、前掲書、二九四頁。
- 〈30〉 二〇〇六年三月一五日国連人權理事會設置が決議され、同年六月国連人權委員會は發展的に解消し国連人權理事會が正式に発足した。
- 〈31〉 『ニューヨークタイムズ』一九九一年九月一〇日。
- 〈32〉 [米] 哈里・哈丁 (Henry Harding) 『打破人權問題的僵局』[米] 傅高義主編、田斌訳『与中国共處：二十一世紀的美中關係』新華出版社、一九九八年、一四四頁。
- 〈33〉 [米] 理查德・伯恩斯坦 (Richard Bernstein) 『即將到来的美中衝突』(The Coming Conflict With China) 新華出版社、一九九七年、一頁。
- 〈34〉 二〇〇二年第五八回人權會、アメリカは国連人權委員會の正式な委員ではないため、いかなる提案も出すことができなかった。
- 〈35〉 [米] 沃倫・克里斯托弗『美国新外交：經濟、防務、民主——美国前國務卿克里斯托弗回憶錄』新華出版社、一九

九九年、四〇八頁。

〔36〕 韓雲川、前掲書、三一四頁。

〔37〕 李雲龍、前掲書、一八四頁。